

# 音更ロータリー・クラブ定款

## 第 1 条 定 義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブの理事会メンバー
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 衛星クラブ(該当する場合)：潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
7. 年 度：7 月 1 日に始まる 12 カ月間

## 第 2 条 名 称

本会の名称は、音更ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

## 第 3 条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。

音更町および周辺地域

## 第 4 条 目 的

ロータリーの目的(旧「ロータリーの綱領」)

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。

第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値のあるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。

第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。

第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

付記：「ロータリーの目的」の 4 つの項目は、等しく重要な意味を持ち、また同時に行動を起こさなければならぬものであるということで、RI 理事会の意見が一致している。

## 第 5 条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの業務の哲学的および実践的な規準である。

- 1 . 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる業務に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門ある社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。

## 第 6 条 会 合

### 第 1 節 例 会

- (a) **日および時間** 本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) **会合の変更** 正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) **取消** 例会日が一般に認められた祝日を含む法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが 3 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。
- (d) **衛星クラブの例会(該当する場合)** 細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節 (b) と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第 1 節 (c) に記列されたいずれの理由によっても取りやめることができる。投票手続きは細則の規定通りである。

### 第 2 節 年次総会

- (a) 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催されなければならない。

(b) 衛星クラブ(該当する場合)は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、12月31日までに年次総会を開催するものとする。

## 第7条 会員身分

### 第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上、および(または)地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

### 第2節 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

### 第3節 正社員

R I 定款第5条第2節(クラブ構成)に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

### 第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

(a) **会員候補者** 会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。クラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求すべきである。本節の下における移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての人会には、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。

(b) **現会員または元会員** 本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から30日以内にそのような文書を提供しなかった場合、当該会員は本クラブに対して債務を負っていないと見なされるものとする。

### 第5節 衛星クラブの会員

衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして R I から加盟が認められるまで続く。

### 第6節 二重会員

同時に、本クラブと本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

## 第 7 節 名誉会員

- (a) **名誉会員の資格条件** ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの崇高な目的を末永く支援することでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) **権利および特典** 名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

## 第 8 節 公職に就いている人

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

## 第 9 節 R I の職員

本クラブは、R I に雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

## 第 8 条 職業分類

### 第 1 節 一般規定

- (a) **主な活動** 各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) **是正または修正** 理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対する聴聞の機会が与えられなければならない。

### 第 2 節 制限

5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。但し、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいは R I 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

## 第 9 条 出 席

### 第 1 節 一般規定

会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも 60 パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a) **例会の前後 14 日間** 例会の定例の時の前 14 日または後 14 日以内に、

- (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブ衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。または、
- (2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
- (3) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、R I 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、R I 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、R I 理事会または R I 理事会を代行する R I 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R I の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修、協議会、R I 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブまたは他クラブ衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均 30 分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が 14 日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) **例会時において例会のときに、**

- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) R I の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、

- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。  
または、
- (4) R I に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (5) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、R I、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

## 第 2 節 転勤による長期の欠席

会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとする。

## 第 3 節 出席規定の免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。  
ただし、健康上の理由から 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。※そのような健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として算入されないものとする。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

## 第 4 節 R I 役員欠席

会員が現役の R I 役員または現役の R I 役員の配偶者/パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

## 第 5 節 出席の記録

本条第 3 節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 3 節(b)または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

## 第 10 条 理事および役員

### 第 1 節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

### 第 2 節 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

### 第 3 節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第 12 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の



3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合、クラブの決定が最終決定となる。

#### 第4節 役員

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、および幹事は、全員理事会のメンバーとする。また、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

#### 第5節 役員選挙

- (a) **会長を除く役員任期** 各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) **会長の任期** 会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

ただし、後任者が選出されていない場合、現会長の任期を1年まで延長できる。

- (c) **資格要件** 各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

#### 第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再人会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、人会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。



## 第 12 条 会員身分の存続

### 第 1 節 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

### 第 2 節 自動的終結

- (a) **会員の資格条件** 会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、
- (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために 1 年以内の期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
  - (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) **再入会** 会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2 度目の人会金の納人は義務づけられないものとする
- (c) **名誉会員の会員身分の終結** 名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

### 第 3 節 終結-会費不払

- (a) **手続** 所定の期間後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) **復帰** 理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

### 第 4 節 終結-欠席

- (a) **出席率** 会員は、
- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも 12 時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。
  - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない( R I 理

事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

- (b) **連続欠席** 会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

## 第 5 節 他の原因による終結

- (a) **正当な根拠** 理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 7 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) **通知** 本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) **職業分類の充填** 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。但し、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の人会によって同一職業分類に属する正会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

## 第 6 節 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

- (a) **通知** 幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第 16 条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意志のあることを通告することができる。
- (b) **提訴に対する聴聞の期限** 提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) **調停もしくは仲裁** 調停もしくは仲裁に使用される手続は第 16 条に規定された通りである。
- (d) **提訴** もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事すべてを拘束するもの

となり、仲裁を要求することはできない。

(e) 仲裁人または裁定人の決定 もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

(f) 調停の失敗 調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

## 第7節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

## 第8節 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

## 第9節 資産関与権の喪失

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第10節 一時保留

本クラブ定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本クラブ定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合および、

(c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合および、

(d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合(本項の目的のため、当該会員は出席義務を果たす責務を免除されるものとする)。

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い(但し、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

## 第13条 地域社会、国家および国際問題

### 第1節 適切な主題

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

## 第 2 節 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

## 第 3 節 政治的テーマの禁止

(a) **決議および見解** 本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) **嘆願** 本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

## 第 4 節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## 第 14 条 ロータリーの雑誌

### 第 1 節 購読義務

R I 細則に従って、本クラブが R I 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り R I の機関雑誌または R I 理事会から本クラブに対して承認並びに指定されているロータリー地域雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読の期間は、6 カ月を 1 期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1 期途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

### 第 2 節 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、R I の事務局または R I 理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## 第 15 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の遵守

会員は、人会金と会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の文章を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## 第 16 条 仲裁および調停

### 第 1 節 意見の相反

理事会の決定に関して以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、このような場合に規定されている手続きによってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

## 第 2 節 調停または仲裁の期限

調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから 21 日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

## 第 3 節 調 停

このような調停の手続きは、国もしくは州に対して管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、または R I 理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理者に要請することができる。

(a) **調停の結果** 調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を 1 部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果に関する要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) **調停の失敗** 調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

## 第 4 節 仲 裁

仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ 1 名の仲裁人を指定し、両仲裁人は 1 名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

## 第 5 節 仲裁人または裁定人の決定

もし仲裁が要求され、仲介人によって合意に達した決定もしくは、両仲介人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

## 第 17 条 細 則

本クラブは、R I の定款・細則、R I によって R I の管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

## 第 18 条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

## 第 19 条 改 正

### 第 1 節 改正の方法

本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、R I 細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

### 第 2 節 第 2 条と第 3 条の改正

定款の第 2 条(名称)および第 3 条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも 10 日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関して R I 理事会に意見を提供することができる。

## 附 則

本定款は、平成23年 7 月 6 日改正、施行する。(五大奉仕部門)

本定款は、平成23年10月 5 日改正、施行する。(出席の記録)

本定款は、平成25年 9 月 4 日改正、施行する。(国際ロータリー2013年規定審議会で改正)

本定款は、平成26年 6 月 4 日改正、施行する。(国際ロータリー2013年規定審議会で改正)

本定款は、令和4年3月2日改正、施行する。(国際ロータリー2019年規定審議会で改正)

# 音更ロータリー・クラブ細則

## 第 1 条 理事および役員の選挙

**第 1 節** 役員を選挙すべき会合の 1 カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次次年度）、副会長、幹事、会計、会場監督および 5 名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし、指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて、年次総会において投票に付せられるべきものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、会計および会場監督がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た 5 名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙の後、7 月 1 日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の 7 月 1 日に、会長に就任するものとする。

**第 2 節** 選挙された役員及び理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。

**第 3 節** 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

**第 4 節** 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

## 第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員 12 名より成る理事会とする。すなわち本細則第 1 条第 1 節に基づいて選挙された 5 名の理事、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計、会場監督および直前会長である。

## 第 3 条 役員の任務

### 第 1 節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

### 第 2 節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

### 第 3 節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

## 第 4 節 幹 事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年 1 月 1 日および 7 月 1 日現在をもって R I 事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した 7 月 1 日または 1 月 1 日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について 10 月 1 日と 4 月 1 日に事務総長に提出する四半期会員報告、R I 事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後 15 日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告を R I に対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを R I に送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

## 第 5 節 会 計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年 1 回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

## 第 6 節 会場監督

会場監督の任務は、通常その職に付随する任務、 およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

## 第 4 条 会 合

### 第 1 節 年次総会

クラブの年次総会は毎年 12 月 31 日以前に開催されるべきものとする。そしてこの年次総会において、次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

### 第 2 節 例 会

本クラブの例会は月に2回以上、水曜日 12 時 30 分に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はクラブ会員全員にしかるべく通知される。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または標準ロータリー・クラブ定款第 9 条第 3 節

( b )項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第 9 条第 1 節の別段の規定によるものでなければならない。

### 第 3 節 年次総会および例会の定足数

会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

### 第 4 節 理事会

定例理事会は毎月第 1 水曜日に開催されるべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または理事会のメンバー 2 名の要求あるとき、会長によって招集されるべきものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。



## 第 5 節 理事会の定足数

理事会のメンバーの過半数をもって、理事会の定足数とする。

## 第 5 条 入会金および会費第 1 節 入会金

### 第 1 節 入会金

入会金は 30 , 000 円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

### 第 2 節 会費

会費の年額は 180 , 000 円とし、毎年 2 回 7 月 1 日および 1 月 1 日までに完納とする。ただし次の方法で納入することもできる。

- 1) 一括納入 毎年 7 月 1 日までに完納する。請求書は前月の初旬に発送するが再度発送はしない。
- 2) 前・後期納入 毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日までに完納する。請求関係は 1) と同様とする。

## 第 6 条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

## 第 7 条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

## 第 8 条 委員会

クラブ委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を持つ。会長エレクト、副会長および直前会長は、指導の継続と計画の引継ぎを確約するために協力すべきである。一貫性を保持するため実行可能であれば委員会委員は同じ委員会に 3 年間留任されるべきである。会長エレクトは任期が始まる前に委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は委員会委員として経験者を任命することが推奨される。

### 第 1 節 常設委員会

(a) 会長は理事会の承認の下に、次の常設委員会を設置しなければならない。クラブ奉仕委員会  
職業奉仕委員会 社会奉仕委員会 国際奉仕委員会 青少年育成委員会

(b) 会長は、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および青少年奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会および青少年育成委員会は、それぞれ会長が理事の中から委員長を任命するものとする。

- (d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
- (e) 委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を 1 つまたは 2 つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会・社会奉仕委員会・国際奉仕委員会・青少年育成委員会のいずれかあるいは、すべての所管するところとなる。
- (g) それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

## 第 2 節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとし、その全活動について理事会に報告するものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。

出席委員会

会員増強委員会(会員増強・職業分類・会員選考)

ロータリー情報委員会

親睦活動・家族委員会

プログラム委員会

クラブ会報委員会(会報・広報・雑誌)

## 第 3 節 職業奉仕委員会

- (a) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置された委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとし、その全活動について理事会に報告するものとする。
- (b) 職業奉仕委員会は、職業奉仕委員会委員長と職業奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に職業奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置することができる。

職業奉仕委員会

## 第 4 節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとし、その全活動について理事会に報告するものとする。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に社会奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。  
社会奉仕委員会(地域発展・環境保全・人間尊重・協同奉仕)

## 第 5 節 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとし、その全活動について理事会に報告するものとする。
- (b) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に国際奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。  
国際奉仕委員会  
ロータリー財団委員会  
米山記念奨学会委員会

## 第 6 節 青少年育成委員会

- (a) 青少年育成委員会委員長は、青少年奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ青少年奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとし、その全活動について理事会に報告するものとする。
- (b) 青少年育成委員会は、青少年育成委員会委員長と青少年奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に青少年奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。  
青少年育成委員会(ローターアクト・ライラ・青少年)

## 第 9 条 委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切な R I 文書を参照するものとする。会長は奉仕プロジェクトの年度計画を考案する際、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および青少年奉仕の部門を考慮することとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し、理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要責務である。

## 第 1 節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

(a) **出席委員会** この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務めるものとする。

(b) **会員増強委員会** この委員会は、

(1) 会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て実施するものとする。

(2) 本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しあらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。又、会員に推薦されたすべてのものを個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を十分に調査しなければならない。

(3) 絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し職業分類を充填するための適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

(c) **ロータリー情報委員会** この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、人会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(d) **親睦活動・家族委員会** この委員会は、会員間の知り合いと友情を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(e) **プログラム委員会** この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(f) **クラブ会報委員会** この委員会は、

(1) 広く一般世間にロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施する。又、(3)ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し(4)雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し(5)新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し(6)ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し(7)図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい(8)ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り(9)その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。また、(10)クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

## 第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

### 第 3 節 社会奉仕委員会(交通事故抑止委員会含)

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれ調整するものとする。また交通事故抑止委員会も兼ね交通事故防止を推進する委員会でもある。

(a) 十勝ロータリー奨学会委員会 この委員会は、帯広北、帯広東、音更ロータリークラブ合同で運営し、公益財団法人十勝ロータリー奨学会の母体として支援する委員会である。

### 第 4 節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

(a) 国際奉仕委員会 この委員会は、国際奉仕に関する活動を通じて人々の生活を改善し、人々のニーズに応えるプロジェクトを実施する。そして物質的・技術的・専門的援助を通じて国際理解と親善を推進する。

(b) ロータリー財団委員会 この委員会は、地域・全国・国際レベルの人道的・教育的・文化交流を通じてロータリー使命を遂行し、かつ、世界理解の平和を達成しようとする日本のロータリーの努力を支援するものとする。

(c) 米山記念奨学会委員会 この委員会は、地域・全国・国際レベルの人道的・教育的・文化交流を通じてロータリー使命を遂行し、かつ、世界理解の平和を達成しようとする日本のロータリー独特の優れた国際理解活動の努力を支援するものとする。

### 第 5 節 青少年育成委員会

この委員会は、青少年の健全な育成に関する地域社会の責任についての認識を高めロータリークラブならびに個々のクラブ会員にたいして青少年関係の活動を奨学するものとする。またあらゆる機会を通じ青少年の資質の向上に努めそれを支援するものとする。

## 第 10 条 出席義務規定の免除

次のような場合、理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由から 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に さらに一定期間の欠席を認めることができる。※そのような健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として参入されないものとする。

(b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

(注:このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。標準ロータリークラブ定款第 9 条第 3 節 (a) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。また標準ロータリークラブ定

款本条第 3 節 ( b ) または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする)

## 第 11 条 財務

第 1 節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第 2 節 すべての勘定書は役員 2 名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手をもってのみ支払われるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年 1 回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行わなければならない。

第 3 節 資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第 4 節 本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。R I に対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 5 節 各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

## 第 12 条 会員選挙の方法

第 1 節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって本クラブ幹事を通じ理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第 2 節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第 3 節 理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第 4 節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第 5 節 被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれものとみなされる。



**第 6 節** このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の人会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員を R I に報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を 1 名指名するものとする。

**第 7 節** クラブは定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

### **第 13 条 決 議**

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

### **第 14 条 議事の順序**

開会宣言  
来訪ロータリアンの紹介  
来信および告示事項  
委員会報告(もしあれば)  
審議未終了議事  
新規議事  
スピーチ、その他のプログラム  
閉 会

### **第 15 条 改 正**

本細則は定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。

本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

### **附 則**

本細則は、平成 10 年 7 月 1 日理事会改正、施行する。

本細則は、平成 12 年 7 月 1 日理事会改正、施行する。

本細則は、平成 14 年 10 月 1 日理事会改正、施行する。

本細則は、平成 16 年 7 月 1 日理事会改正、施行する。(親睦家族委員会名称変更)

本細則は、平成 17 年 7 月 1 日理事会改正、施行する。(委員会構成変更)

本細則は、平成 25 年 9 月 4 日理事会改正、施行する。

(R I 規定審議会改正に伴う変更および文言統一)



本細則は、平成 26 年 6 月 4 日理事会改正、施行する。

(国際ロータリー2013 年規定審議会で改正)

本細則は、平成30年8月1日理事会改正、施行する。

(第5条、第2節会費納入で改正)

本細則は、令和4年3月2日理事会改正、施行する。

(R I 規定審議会改正に伴う変更および文言統一)

## 音更ロータリー・クラブ慶弔・見舞規定

- 1 会員のニコニコについては、ニコニコ献金を頂き、会員より祝福を贈り慶びを共にする。
- 2 会員のご不幸については、次の規定により会員相互の親しみを込めて弔慰を表す。
  - 1) 会員及び夫人の死去のとき  
香典 20,000 円  
弔電、供花、新聞広告(地方紙)
  - 2) 会員及び夫人の両親死去のとき  
香典 10,000 円  
弔電、供花、新聞広告(地方紙)
  - 3) 会員の子供及び同居家族死去のとき  
香典 10,000 円  
弔電、供花、新聞広告(地方紙)
  - 4) 名誉会員が死亡したとき  
香典 10,000 円  
弔電、供花、新聞広告(地方紙)尚、規定適用について考慮を要する時は、会長に一任する。
- 3 会員は、上記の各項について速やかに幹事まで連絡する。
- 4 幹事は、他の会員に連絡する。
- 5 この規定の改正は、理事会において決定する。

付 記 平成 5 年 11 月 17 日理事会決議、施行する。  
平成 10 年 7 月 1 日理事会改正、施行する。  
平成 25 年 10 月 2 日理事会改正、施行する。  
平成 30 年 8 月 1 日理事会改正、施行する。(2. 4) を追加する)

## 音更ロータリー・クラブ 交通費・通信費規定

- 1 交通費：R I 2500 地区に関わる事業に参加する場合（十勝管内除く）の相乗りによるのみ（1 人で参加の場合もある）1 台 5,000 円とする。
- 2 通信費：幹事は年間 20,000 円、会計は年間 15,000 円とする。
- 3 この規定の改正は、理事会において決定する。

付 記 平成 25 年 10 月 2 日理事会決議、施行する。  
平成 26 年 7 月 2 日理事会決議、施行する。